

垂井町下水道事業経営戦略  
(公共下水道)

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

垂井町上下水道課

## 目 次

---

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. 経営戦略について -----         | 1 |
| 1-1. 経営戦略とは -----         | 1 |
| 1-2. 経営戦略策定の背景 -----      | 1 |
| 1-3. 本町の経営戦略（公共下水道） ----- | 1 |
| 2. 汚水処理事業に係る状況 -----      | 1 |
| 2-1. 汚水処理事業の現状 -----      | 1 |
| 2-2. 経営指標実績 -----         | 2 |
| 3. 汚水処理事業の将来についての評価 ----- | 3 |
| 3-1. 計画諸元等 -----          | 3 |
| (1) 行政人口 -----            | 3 |
| (2) 整備人口 -----            | 3 |
| (3) 水洗化人口 -----           | 4 |
| (4) 流入水量と有収水量 -----       | 5 |
| (5) 料金収入（使用料） -----       | 5 |
| 4. 経営の課題 -----            | 6 |
| 5. 経営の基本方針 -----          | 6 |
| 6. 経営改善の取組 -----          | 7 |
| 7. 経営戦略の詳細 -----          | 8 |

## 1. 経営戦略について

### 1-1. 経営戦略とは

公共下水道は汚水処理事業として、生活環境及び自然環境を守るために必要不可欠な町の基盤施設である。

しかしながら、下水道の経営環境は、人口減少や節水化の向上等により、将来、使用料収入等の財源が減少することが想定されることから、厳しい状況に向かっていくと考えられる。

経営戦略とは、投資と財源を財政収支により予測し、改善すべきポイントを把握することによって、その対策を立案し、実施すべき取組を推進することで、持続的な経営基盤強化を目指すものである。

### 1-2. 経営戦略策定の背景

経営戦略は、平成26年8月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、経営健全化の取組として策定することが求められた。

また、総務省は、「経営戦略の策定推進について（平成28年1月）」において、平成32年度までに経営戦略の策定率を100%とすることを目標として掲げており、平成29年度から経営戦略の策定が交付税措置の要件となる予定である。

### 1-3. 本町の経営戦略（公共下水道）

本町の公共下水道（垂井町公共下水道）は、平成14年度から供用を開始しており、平成27年までに全体計画区域993.0haのうち約547haの区域を整備している。今後も約446haの区域の整備を行う必要があることから、建設と維持管理を両立する経営改善が求められる。

また、計画期間は、経営基盤の強化等に一定期間取組むことができるよう平成29年度から平成38年度までの10年間とし、公営企業法適用化に合わせて見直すこととする。

## 2. 汚水処理事業に係る状況

### 2-1. 汚水処理事業の現状

垂井町公共下水道の現状は次のとおりである。

表-1 垂井町公共下水道の現状（平成27年度）

| 項目       | 内容         | 備考              |
|----------|------------|-----------------|
| 全体計画区域面積 | 993.0 ha   | 公共下水道を計画した区域の面積 |
| 整備面積（累計） | 547.0 ha   | 汚水管きよの整備が完了した区域 |
| 整備区域人口   | 16,097.0 人 | 下水道が使える区域の人口    |
| 水洗化人口    | 10,350.0 人 | 下水道を使用している人口    |
| 水洗化率     | 64.3 %     | 水洗化人口÷処理区域内人口   |

## 2-2. 経営指標実績

下水道事業経営の現状を把握するために用いられる代表的な経営指標には、以下のものがある。

|          |  |
|----------|--|
| ① 水洗化率   | $\frac{\text{下水道を実際に使用している人口}}{\text{公共下水道を使用できる人口}} \times 100$ <p>整備区域人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合を示す。</p>  |
| ② 使用料単価  | $\frac{\text{1年間の使用料収入}}{\text{1年間の有収水量}}$ <p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入。<br/>総務省は「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において使用料単価は150円/m<sup>3</sup>を確保すべきとしている。</p> |
| ③ 汚水処理原価 | $\frac{(\text{1年間の汚水処理に係る維持管理費} + \text{元利償還金}^{\ast})}{\text{1年間の有収水量}}$ <p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりの汚水処理費を示す。汚水処理費は維持管理費と資本費からなる。</p>                   |
| ④ 経費回収率  | $\text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価} \times 100$ <p>汚水処理に要した費用に対する使用料収入による回収割合を示す。100%を超えると使用料収入で維持管理費と元利償還金が賄えている状態となる。</p>                               |

※ 元利償還金 事業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こした企業債の返済金で、元金と利息を合わせた額をいう。

総務省が毎年とりまとめを行う「経営比較分析表」で示された経営指標の実績を表-2に示す（平成27年度値が最新公表値）。

表-2 公共下水道の経営指標実績

| 経営指標   |                    |                  | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|--------|--------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 施設の効率性 | 水洗化率               | %                | 66.8  | 66.5  | 64.3  |
| 経営の効率性 | 使用料単価 <sup>注</sup> | 円/m <sup>3</sup> | 183   | 188   | 190   |
|        | 汚水処理原価             | 円/m <sup>3</sup> | 183   | 188   | 190   |
|        | 経費回収率              | %                | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注) 使用料単価は使用料単価と経費回収率から算定した値

公共下水道の経営指標を評価すると以下のとおりである。

表-3 公共下水道の現状の経営指標の評価

| 評価   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>使用料単価は、総務省が確保すべきとした150円/m<sup>3</sup>を満足している。</li> <li>経費回収率は通年ほぼ100%で、維持管理費と元利償還金を使用料で賄っている。</li> <li>水洗化率は、まだ向上の余地がある。</li> </ul> |

### 3. 汚水処理事業の将来についての評価

本町の下水道経営の抱える課題を明確にするため、現状の財政状況のまま、将来の人口減少等の経営環境が悪化する状態を迎えた場合の水洗化率、料金収入等を予測する。

#### 3-1. 計画諸元等

##### (1) 行政人口

本町の行政人口は、減少傾向にあり、平成27年10月に策定した「人口ビジョン」において人口施策を実施した場合のシミュレーション1の推計値においても、人口減少が生じるものとしている。

表-4 行政人口推計値（シミュレーション1）

（人）

|           | H27    | H32    | H37    | H42    | H47    | H52    | H57    | H62    |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口ビジョン推計値 | 27,840 | 27,040 | 26,267 | 25,495 | 24,683 | 23,872 | 23,061 | 22,251 |

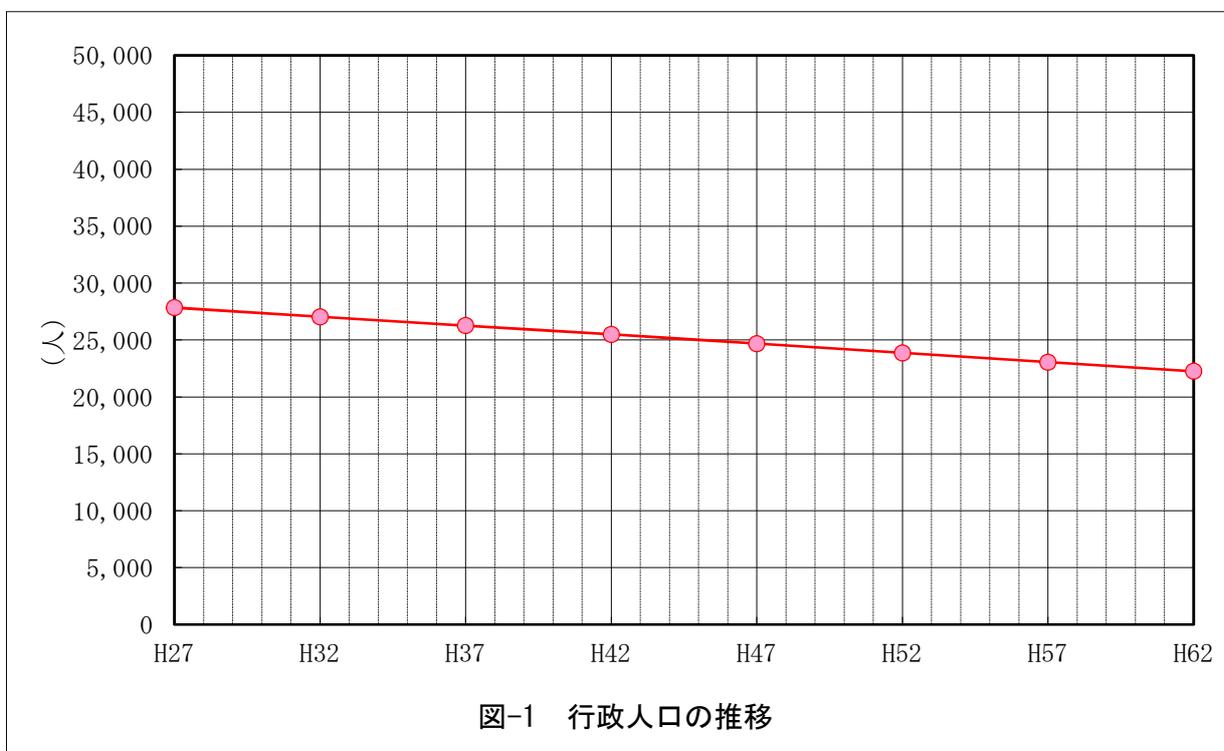


図-1 行政人口の推移

（出典：垂井町人口ビジョン）

このため、公共下水道の計画区域（垂井処理区）でも、同様に人口減少が生じるものと考えられる。

##### (2) 整備人口

整備人口（汚水管きょを整備した区域内の下水道を使用できる人口）は、管きょ整備に合わせて、増加するが、整備した区域も行政人口と同様な傾向で人口減少が生じると予想される。

上記を踏まえて整備人口を推計した結果、次のようになる。

表-5 整備面積の推移

(ha)

| 区分  | 実績    | 現況    | 経営戦略取組期間 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     | H27まで | H28   | H29      | H30   | H31   | H32   | H33   | H34   | H35   | H36   | H37   | H38   |
| 単年度 | 547.0 | 9.0   | 18.0     | 24.0  | 30.0  | 45.0  | 30.0  | 26.0  | 25.0  | 25.0  | 25.0  | 23.0  |
| 累計  | 547.0 | 556.0 | 574.0    | 598.0 | 628.0 | 673.0 | 703.0 | 729.0 | 754.0 | 779.0 | 804.0 | 827.0 |

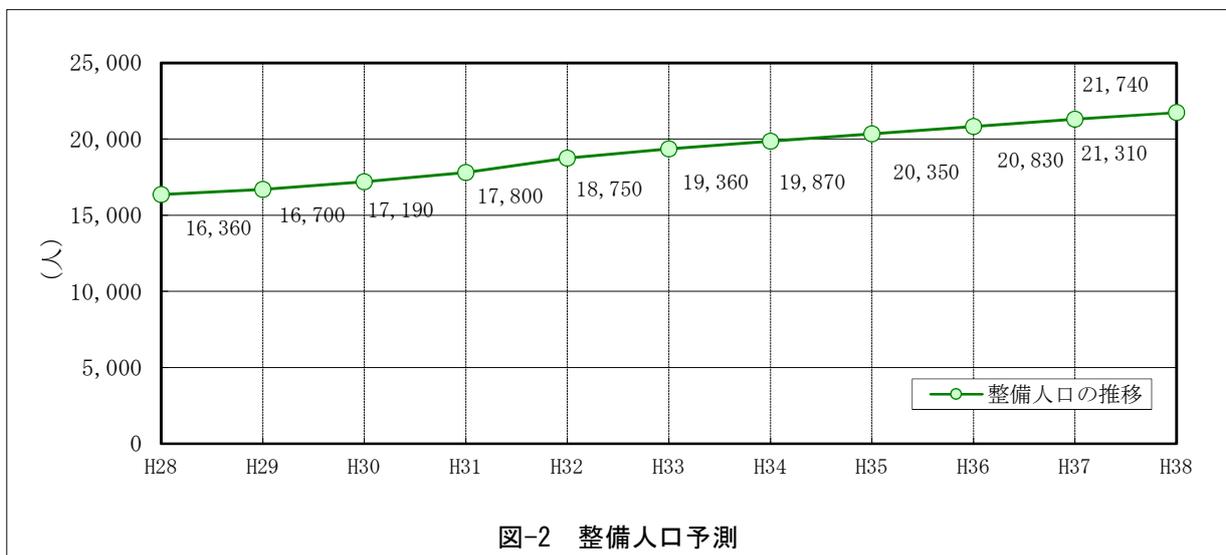


図-2 整備人口予測

### (3) 水洗化人口

現状の水洗化率の進行は緩やかなため、水洗化人口の増加は緩やかになることが予測される。

$$\text{水洗化人口} = \text{整備人口} \times \text{水洗化率}$$

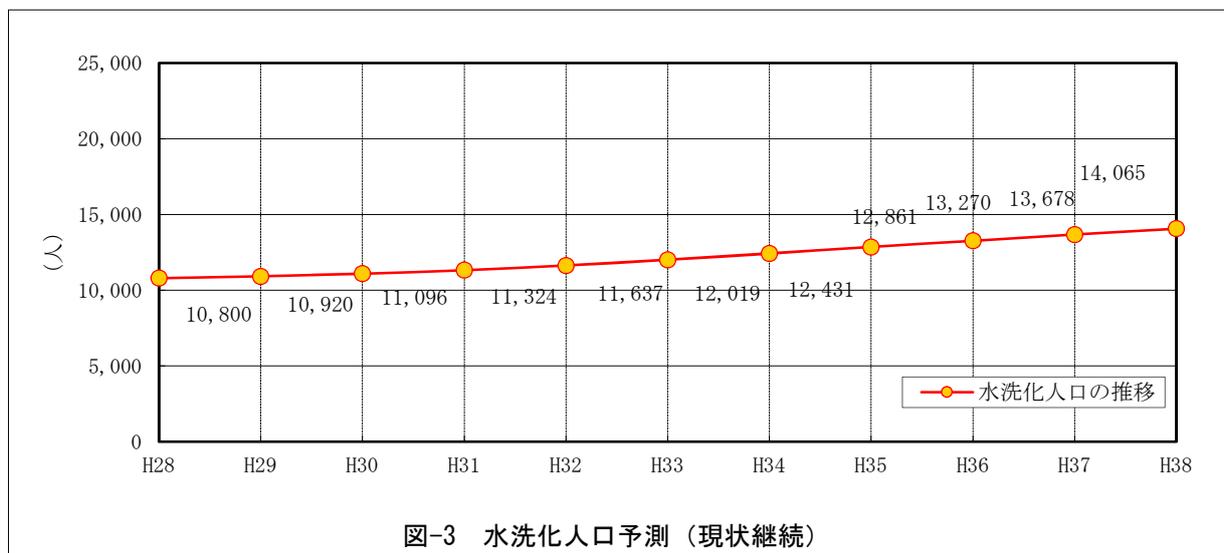
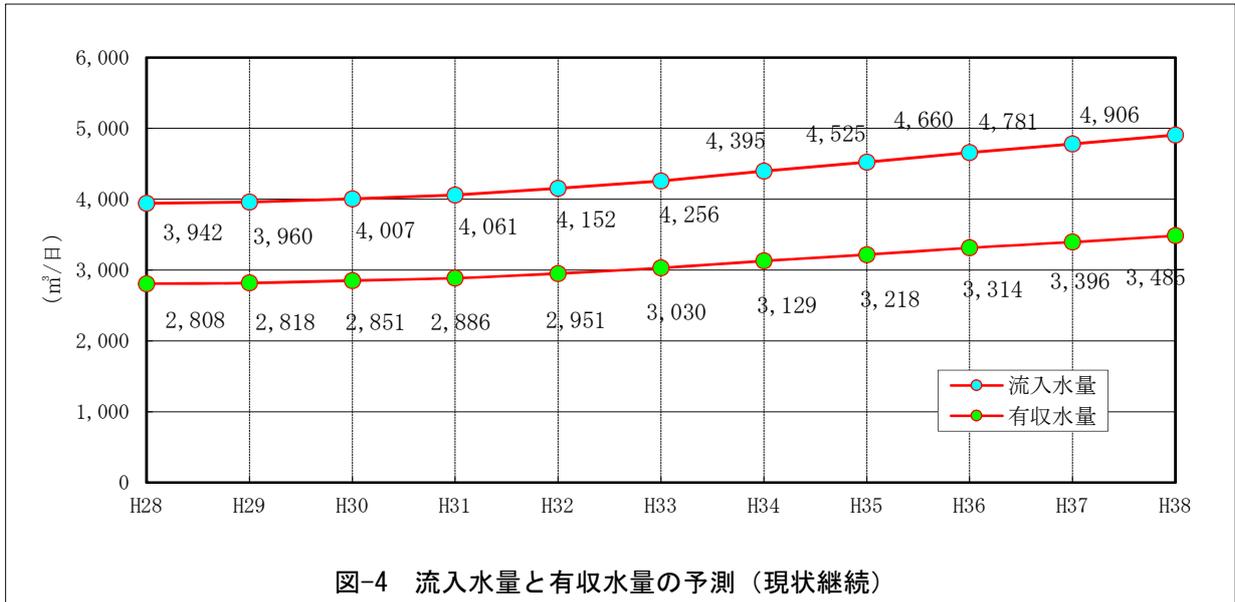


図-3 水洗化人口予測 (現状継続)

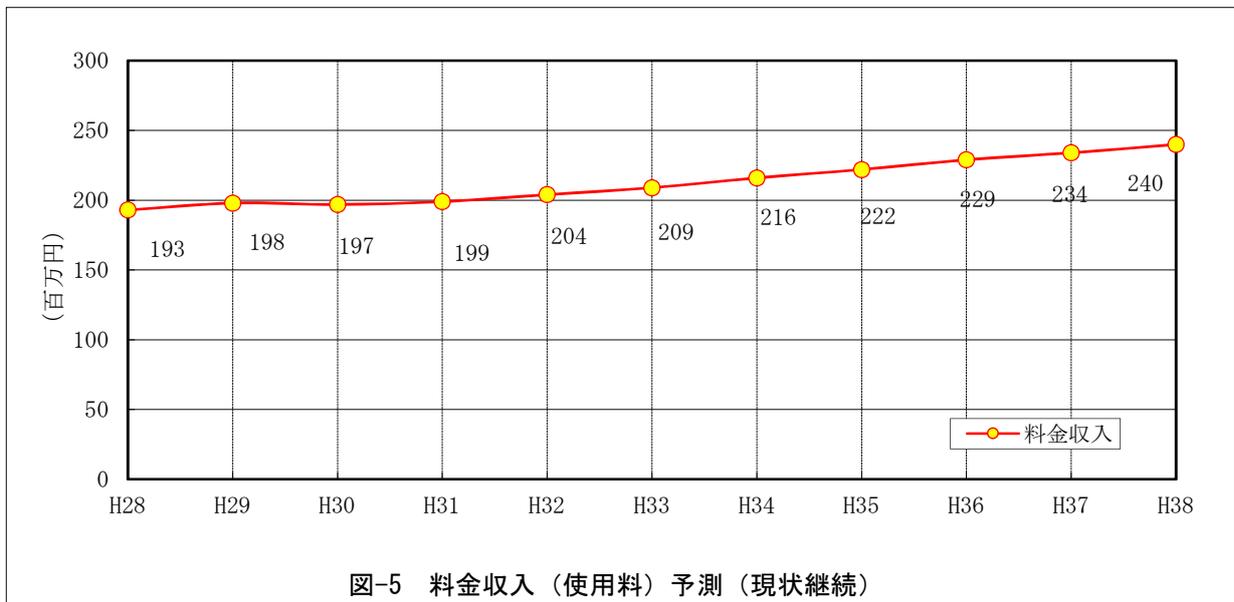
#### (4) 流入水量と有収水量

現況の流入水量原単位、有収水量原単位を水洗化人口に乗じることにより、各汚水量を算出すると次のとおりである。各水量とも、水洗化人口の伸びとともに緩やかに増加する。



#### (5) 料金収入（使用料）

有収水量に実績を踏まえた使用料単価（189円/m³）を乗じて、料金収入を予測すると次のとおりであり、水洗化の進行とともに緩やかに増加する。

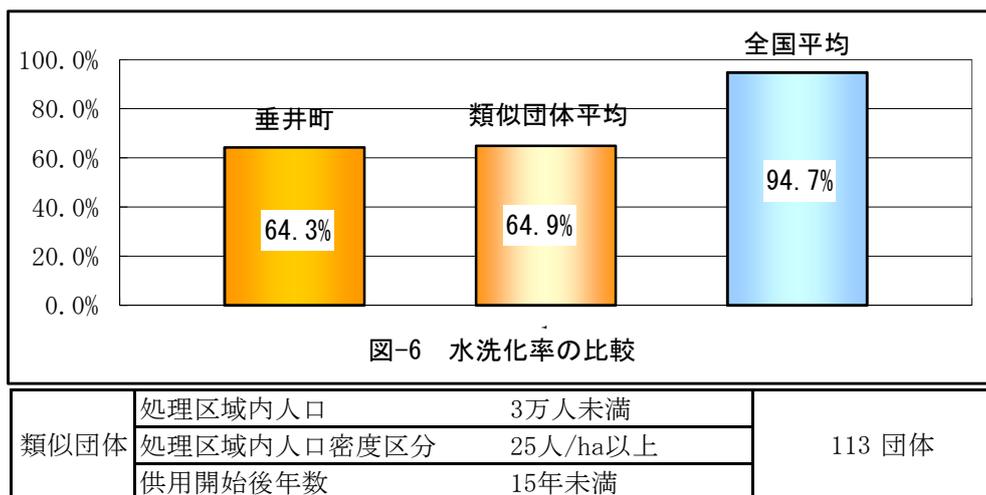


## 4. 経営の課題

下水道経営指標の評価等を踏まえ、経営の課題を抽出する。

### 課題① 水洗化率の向上

公共下水道の平成27年度末現在の水洗化率は、図-6のとおりである。本町の水洗化は、64.3%となっている。「経営分析表」（最新公表値H27年度 総務省）では、類似団体平均は、64.9%、全国平均は、94.7%となっている。類似団体平均とほぼ同様の水洗化率であるが、経営基盤強化のためには、更に向上を図ることが望ましい。



### 課題② 施設の老朽化に伴う維持管理費の抑制等

垂井浄化センターは、供用開始から間もなく15年に達しようとしており、機械・電気設備の老朽化が顕著となる時期を迎えようとしている。

このため、老朽化に伴う修繕等の費用が増大し、維持管理費が増加することが予測される。

### 課題③ 人材育成

技術者の高齢化により、培われた知識、技術の継承が全国的に問題となっている。

また、下水道事業経営の改善、情報化社会への対応、下水道新技術への対応等、新たな知識・技術の習得も限られた職員で対応していかなければならない。

このことから、より効率的に業務を行うため、人材育成が課題となる。

## 5. 経営の基本方針

経営戦略における改善の取組を定める前に、踏まえるべき経営の基本方針を決定する。

汚水処理事業は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な本町の基幹事業であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に町民へ提供しなくてはならない。そこで以下に示す事項を経営の基本方針とする。

**「下水道サービスの持続的・安定的な提供、経営基盤の強化」**

## 6. 経営改善の取組

課題を踏まえ、水洗化率向上に取組むものとする。また、経費の節減、処理場の老朽化対策、人材育成等にも引き続き取組むものとする。

### 重点的取組 水洗化率の向上

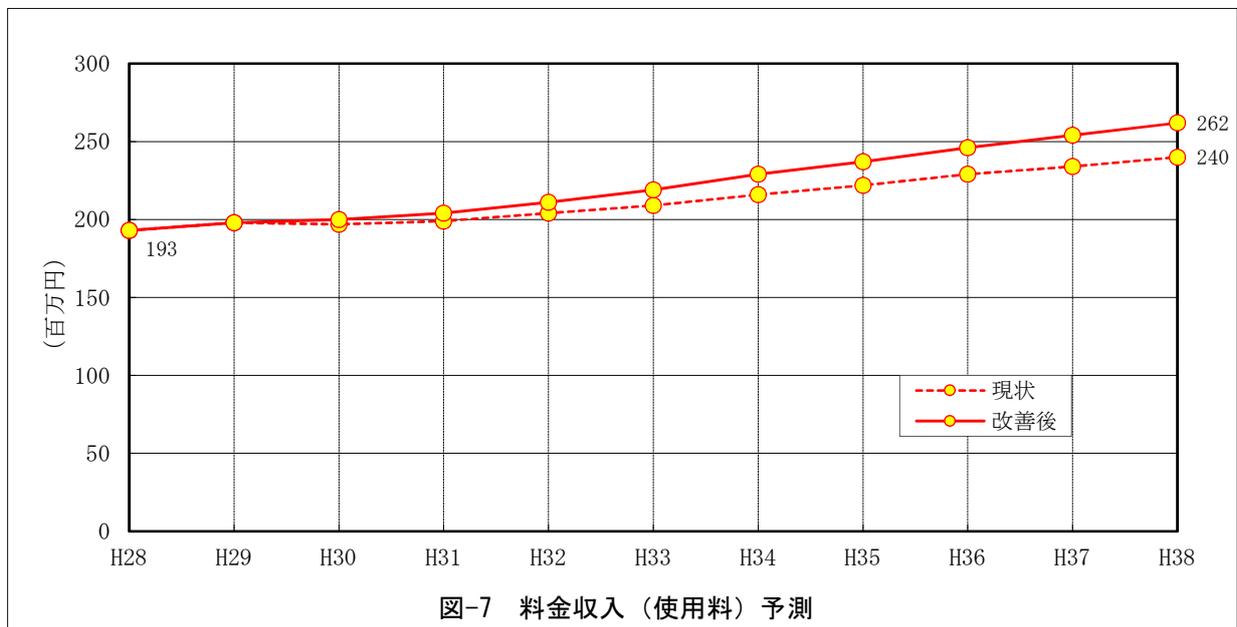
水洗化率の向上を図り、料金収入の安定的確保を図るものとする。

|         | 現状（平成27年度） | 改善（平成38年度）   |
|---------|------------|--------------|
| 水洗化率の向上 | 64.3%      | <b>70.6%</b> |

#### 【考えられる具体的な取組案】

- ・ 町民のニーズを把握し、営業ターゲットを絞るため、整備区域内の浄化槽の設置年数調査を行うなど、効率的な営業活動を行う。
- ・ 下水道への接続のためのサポート内容を整理し、町民の利便性の向上を図る。
- ・ 水洗化率向上のノウハウを収集するため、他市町村とのつながりを深め、活発な意見交流の場を設ける。

これにより、料金収入は次のように増額になるものと予測する（使用料制度の見直しは、今後の検討事項とする）。



## 7. 経営戦略の詳細

---

以上の取組による経営の改善後の戦略を次に示す。

## 垂井町下水道事業経営戦略(公共下水道)

団 体 名 : 垂井町

事 業 名 : 下水道事業(公共下水道)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

### 1. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

|                       |                             |                        |     |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------|-----|
| 供用開始年度<br>(供用開始後年数)   | 平成14年度当初供用開始<br>(供用開始後14年目) | 法適(全部適用・一部適用)<br>非適の区分 | 非適用 |
| 処理区域内人口密度             | 平成27年度で約29.4人/ha            | 流域下水道等への<br>接続の有無      | 無   |
| 処理区数                  | 1処理区                        |                        |     |
| 処理場数                  | 1箇所                         |                        |     |
| 広域化・共同化・最適化<br>実施状況*1 | 実施していない。                    |                        |     |

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

##### ② 使用料

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 一般家庭用使用料体系の<br>概要・考え方  | 基本料金 2,000円/月(10 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで)<br>超過料金(従量制) 150円(11 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~50 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで)<br>160円(51 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~100 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで)<br>170円(101 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以上) |  |   |
| 業務用使用料体系の<br>概要・考え方  | 基本的に一般家庭に準じるが、公衆浴場については、次の体系を設けている。<br>基本料金 2,000円/月(10 <sup>m<sup>3</sup></sup> まで)<br>超過料金(従量制) 80円(11 <sup>m<sup>3</sup></sup> 以上)   |  |   |
| その他の使用料体系の<br>概要・考え方   | —   |  |   |
| 条例上の使用料*2<br>(20 <sup>m<sup>3</sup></sup> あたり)<br>※過去3年度分を記載 | 平成25年度 3,500円<br>平成26年度 3,500円<br>平成27年度 3,500円   | 実質的な使用料*3<br>(20 <sup>m<sup>3</sup></sup> あたり)<br>※過去3年度分を記載 | 平成25年度 3,732円<br>平成26年度 3,837円<br>平成27年度 3,864円 |

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20<sup>m<sup>3</sup></sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20<sup>m<sup>3</sup></sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。(税込)

### ③ 組織

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 職 員 数  | 主に公共下水道に係る業務を行う職員3名                |
| 事業運営組織 | 現在、上水道業務も所掌する上下水道課により、下水道業務を行っている。 |

### (2) 民間活力の活用等

|         |                                    |                         |
|---------|------------------------------------|-------------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託<br>(包括的民間委託を含む)             | 処理場の維持管理について民間委託を行っている。 |
|         | イ 指定管理者制度                          | 実施していない。                |
|         | ウ PPP・PFI                          | 実施していない。                |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用<br>(下水熱・下水汚泥・発電等)<br>*4  | 実施していない。                |
|         | イ 土地・施設等利用<br>(未利用土地・施設の活用等)<br>*5 | 実施していない。                |

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付している。

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道は、供用開始後14年を経過しており、一部設備の老朽化が始まっている。このため、処理場については、ストックマネジメントに基づく改築更新に着手し、計画的な対策を行う予定である。</li> <li>・最新の平成27年度経営比較分析表(総務省)によれば、水洗化率<sup>※1</sup>が64.3%となっており、類似団体平均値64.9%とほぼ同値である。経費回収率<sup>※2</sup>は、100%となっており、維持管理費や元利償還金が使用料により賄えている状況である。</li> </ul> |
|--|

※1 水洗化率:  $\text{水洗化率} = \text{公共下水道を実際に使用している人口} \div \text{公共下水道を使用できる人口} \times 100$   
整備区域内人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合を示す。

※2 経費回収率:  $\text{経費回収率} = \text{使用料単価} \div \text{汚水処理原価} \times 100$   
汚水処理に要した費用に対する使用料収入による回収割合を示す。  
100%を超えると使用料収入で汚水処理費用が賄えている状態といえる。

# 経営比較分析表

岐阜県 垂井町

| 業務名       | 業種名         | 事業名    | 類似団体区分 |                                |
|-----------|-------------|--------|--------|--------------------------------|
| 法非適用      | 下水道事業       | 公共下水道  | Cc3    |                                |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) |
| -         | 該当数値なし      | 57.51  | 78.97  | 3,780                          |

| 人口(人)      | 面積(km <sup>2</sup> )     | 人口密度(人/km <sup>2</sup> )      |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 28,074     | 57.09                    | 491.75                        |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km <sup>2</sup> ) | 処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) |
| 16,097     | 5.47                     | 2,942.78                      |

## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【 平成27年度全国平均

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

(1) ①収益的収支比率について、この指標が100%以上の場合、単年度の収支が黒字であることを示している。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であるため、経営改善に向けた取組が必要である。当町は、H27年度数値は97.23%で、年々増加傾向にあり、下水道接続率が向上してきている。総収益は受益者負担金や下水道使用料の増加により、増加傾向である。②下水道の接続は年々増加傾向で、毎年、拡大整備していることから水洗化率は65.00%程度で推移している。

(2) ④企業債残高対事業規模比率は、ここ数年の大幅な事業拡大により増加したところである。全国の類似団体の平均値の比較等を行い、適切な数値で経営をしていく必要がある。

(3) ⑥汚水処理原価については、年々横ばいで安定しており、全国類似団体の平均を下回っている。接続率が向上していることが考えられる。今後共、広報等により接続率を向上していく。

(4) ⑤経費回収率については、この指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で購えているかどうかを示すものであり、100%以上であることが必要である。当町はほぼ100%であり、汚水処理に係る費用が使用料の収入により賄われている。

(5) ⑦施設利用率については、この指標は、浄化センター施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。当町は、H27年度は69.21%であり、改善傾向にある。今後も整備拡大により数値が向上していくものと考えられる。

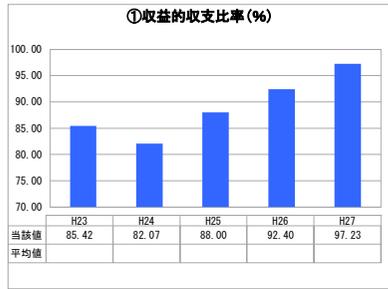
### 2. 老朽化の状況について

浄化センターはH14年の供用開始であり、施設の維持管理に努めている。当は老朽化による心配はないが、将来的には施設等の老朽化による設備更新等が考えられる。また、整備拡大による機械設備の追加で費用が増加するため、財源確保等十分な検討が必要となります。

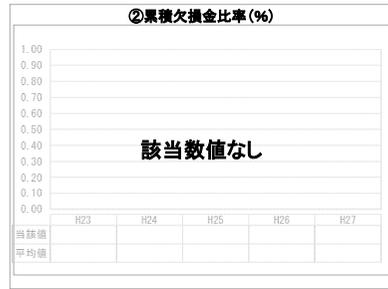
## 全体総括

広報等のPRや、接続率を向上させるための助成金を活用し、水洗化率を向上していく。接続率が60%にも至っていないため、総収益も今後増加することが見込めるが、企業債残高の動向を見据えつつ、新たな認可区域で、整備拡大を図っていく。

### 1. 経営の健全性・効率性



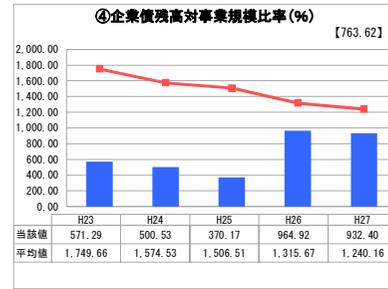
「単年度の収支」



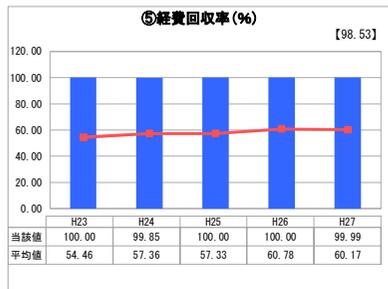
「累積欠損」



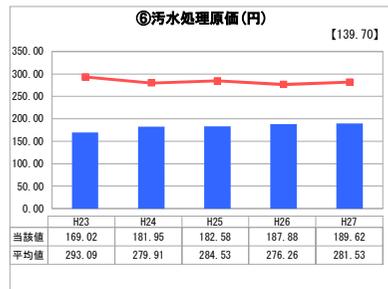
「支払能力」



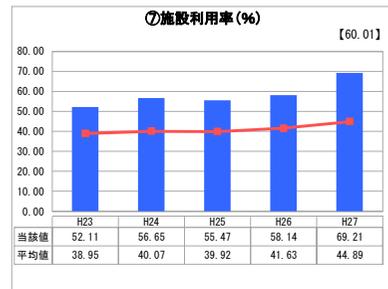
「債務残高」



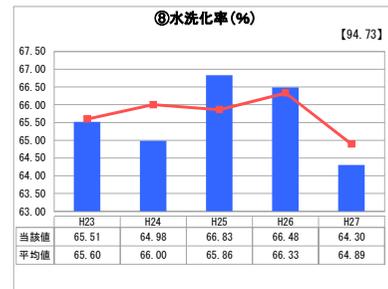
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

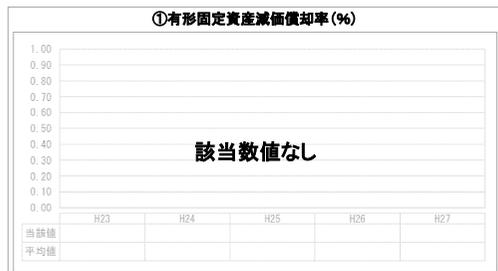


「施設の効率性」

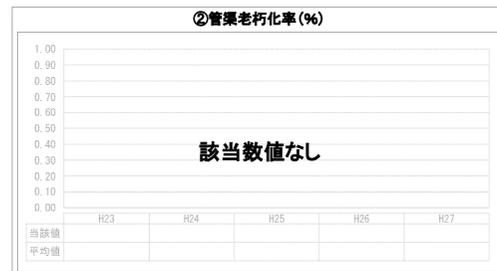


「使用料対象の捕捉」

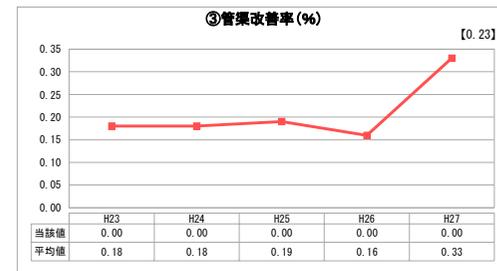
### 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### 【収益的収支に関する基本方針】

- ・本町は、人口減少傾向にあり、平成27年10月に策定した「人口ビジョン」においても人口に係る施策を実施してもなお、人口減少は継続すると推計されている。このことが今後の税収及び使用料収入の低下につながる恐れがある。平成27年度の使用料単価<sup>※</sup>は193円/m<sup>3</sup>であり、総務省が確保すべきとした150円/m<sup>3</sup>を上回っている。一方、平成27年度現在の水洗化率は64.3%となっており、向上を図る余地があるため、経営基盤強化のためには、水洗化率の増加を促し、使用料の増収を図ることが効果的といえる。
- ・このため、水洗化率の向上を図ることで、下水道サービスの持続的な提供を図る。

※使用料単価：1年間の使用料収入÷1年間の有収水量(料金収入の対象となる水量)  
有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入を示す。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 区 分                       |                         | 年 度         |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|---------------------------|-------------------------|-------------|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                           |                         | 本年度<br>(予算) | 平成29年度<br>(予算) | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成33年度  | 平成34年度  | 平成35年度  | 平成36年度  | 平成37年度  | 平成38年度  |
| 収<br>益<br>的<br>収<br>入     | 1 総 収 益 (A)             | 315,935     | 278,954        | 303,005   | 306,812   | 313,642   | 318,475 | 320,626 | 321,993 | 323,548 | 324,545 | 325,929 |
|                           | (1) 営 業 収 益 (B)         | 193,944     | 197,752        | 199,904   | 204,457   | 211,355   | 219,357 | 228,808 | 237,431 | 246,399 | 254,195 | 262,680 |
|                           | ア 料 金 収 入               | 193,339     | 197,567        | 199,712   | 204,265   | 211,163   | 219,165 | 228,616 | 237,239 | 246,207 | 254,003 | 262,488 |
|                           | イ 受 託 工 事 収 益 (C)       |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|                           | ウ そ の 他                 | 605         | 185            | 192       | 192       | 192       | 192     | 192     | 192     | 192     | 192     | 192     |
|                           | (2) 営 業 外 収 益           | 121,991     | 81,202         | 103,101   | 102,355   | 102,287   | 99,118  | 91,818  | 84,562  | 77,149  | 70,350  | 63,249  |
|                           | ア 他 会 計 繰 入 金           | 111,980     | 71,193         | 93,100    | 92,354    | 92,286    | 89,117  | 81,817  | 74,561  | 67,148  | 60,349  | 53,248  |
|                           | イ そ の 他                 | 10,011      | 10,009         | 10,001    | 10,001    | 10,001    | 10,001  | 10,001  | 10,001  | 10,001  | 10,001  | 10,001  |
|                           | 2 総 費 用 (D)             | 315,935     | 278,954        | 303,005   | 306,812   | 313,642   | 318,475 | 320,626 | 321,993 | 323,548 | 324,545 | 325,929 |
|                           | (1) 営 業 費 用             | 204,171     | 176,160        | 196,746   | 198,949   | 202,331   | 205,322 | 209,029 | 212,517 | 216,280 | 219,268 | 222,579 |
| ア 職 員 給 与 費               |                         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| イ そ の 他                   | 204,171                 | 176,160     | 196,746        | 198,949   | 202,331   | 205,322   | 209,029 | 212,517 | 216,280 | 219,268 | 222,579 |         |
| (2) 営 業 外 費 用             | 111,764                 | 102,794     | 106,259        | 107,863   | 111,311   | 113,153   | 111,597 | 109,476 | 107,268 | 105,277 | 103,350 |         |
| ア 支 払 利 息                 | 111,764                 | 102,794     | 106,259        | 107,863   | 111,311   | 113,153   | 111,597 | 109,476 | 107,268 | 105,277 | 103,350 |         |
| イ そ の 他                   |                         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)     |                         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| 資<br>本<br>的<br>収<br>入     | 1 資 本 的 収 入 (F)         | 981,165     | 895,046        | 1,134,281 | 1,252,049 | 1,534,814 | 899,977 | 843,369 | 842,965 | 856,524 | 881,001 | 881,393 |
|                           | (1) 地 方 債               | 330,000     | 309,500        | 462,765   | 538,365   | 732,787   | 351,645 | 298,445 | 285,495 | 287,245 | 294,245 | 287,495 |
|                           | うち 資 本 費 平 準 化 債        |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|                           | (2) 他 会 計 補 助 金         | 318,468     | 354,117        | 289,186   | 298,954   | 312,719   | 334,882 | 350,274 | 367,870 | 381,429 | 405,906 | 412,298 |
|                           | (3) 他 会 計 借 入 金         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|                           | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金     |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|                           | (5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金 | 283,001     | 218,401        | 332,330   | 364,730   | 445,208   | 162,000 | 140,400 | 135,000 | 135,000 | 135,000 | 139,350 |
|                           | (6) 工 事 負 担 金           | 49,696      | 13,028         | 50,000    | 50,000    | 44,100    | 51,450  | 54,250  | 54,600  | 52,850  | 45,850  | 42,250  |
|                           | (7) そ の 他               |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
|                           | 2 資 本 的 支 出 (G)         | 1,011,065   | 910,046        | 1,135,126 | 1,252,049 | 1,534,814 | 899,977 | 843,369 | 842,965 | 856,524 | 881,001 | 881,393 |
| (1) 建 設 改 良 費             | 737,448                 | 627,191     | 845,095        | 953,095   | 1,222,095 | 565,095   | 493,095 | 475,095 | 475,095 | 475,095 | 469,095 |         |
| うち 職 員 給 与 費              | 26,100                  | 25,968      | 25,095         | 25,095    | 25,095    | 25,095    | 25,095  | 25,095  | 25,095  | 25,095  | 25,095  |         |
| (2) 地 方 債 償 還 金 (H)       | 273,402                 | 281,959     | 289,821        | 298,744   | 312,509   | 334,672   | 350,064 | 367,660 | 381,219 | 405,696 | 412,088 |         |
| (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 |                         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金       |                         |             |                |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| (5) そ の 他                 | 215                     | 896         | 210            | 210       | 210       | 210       | 210     | 210     | 210     | 210     | 210     |         |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)     | △ 29,900                | △ 15,000    | △ 845          |           |           |           |         |         |         |         |         |         |
| 収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)     | △ 29,900                | △ 15,000    | △ 845          |           |           |           |         |         |         |         |         |         |

## 投資・財政計画 （収支計画）

（単位：千円、％）

| 年 度  | 本年度<br>(予算) | 平成29年度<br>(予算) | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成33年度    | 平成34年度    | 平成35年度    | 平成36年度    | 平成37年度    | 平成38年度    |
|--|-------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 区 分  |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 積 立 金 (K)                                    |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 前年度からの繰越金 (L)                                | 55,745      | 25,845         | 10,845    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    |
| 前年度繰上充用金 (M)                                 |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)                  | 25,845      | 10,845         | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 (O)                             |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 実 質 収 支 黒 字 (P)                              | 25,845      | 10,845         | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    | 10,000    |
| (N)-(O) 赤 字 (Q)                              |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ ) |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ ) | 54          | 50             | 51        | 51        | 50        | 49        | 48        | 47        | 46        | 44        | 44        |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した<br>資金の不足額 (R)         |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)                      | 193,944     | 197,752        | 199,904   | 204,457   | 211,355   | 219,357   | 228,808   | 237,431   | 246,399   | 254,195   | 262,680   |
| 地方財政法による<br>資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)          |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健全化法施行令第16条により算定した<br>資金の不足額 (T)             |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健全化法施行規則第6条に規定する<br>解消可能資金不足額 (U)            |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健全化法施行令第17条により算定した<br>事業の規模 (V)              |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 健全化法第22条により算定した<br>資金不足比率 ((T)/(V) × 100)    |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 他会計借入金残高 (W)                                 |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 地 方 債 残 高 (X)                                | 5,751,982   | 5,779,523      | 5,952,467 | 6,192,088 | 6,612,366 | 6,629,339 | 6,577,720 | 6,495,555 | 6,401,581 | 6,290,130 | 6,165,537 |
| ○他会計繰入金                                      |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 年 度  | 本年度         | 平成29年度         | 平成30年度    | 平成31年度    | 平成32年度    | 平成33年度    | 平成34年度    | 平成35年度    | 平成36年度    | 平成37年度    | 平成38年度    |
| 区 分  |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 収益的収支分                                       | 111,980     | 71,193         | 93,100    | 92,354    | 92,286    | 89,117    | 81,817    | 74,561    | 67,148    | 60,349    | 53,248    |
| うち基準内繰入金                                     | 111,980     | 71,193         | 93,100    | 92,354    | 92,286    | 89,117    | 81,817    | 74,561    | 67,148    | 60,349    | 53,248    |
| うち基準外繰入金                                     |             |                |           |           |           |           |           |           |           |           |           |
| 資本的収支分                                       | 318,468     | 354,117        | 289,186   | 298,954   | 312,719   | 334,882   | 350,274   | 367,870   | 381,429   | 405,906   | 412,298   |
| うち基準内繰入金                                     | 238,020     | 278,807        | 267,600   | 268,866   | 269,698   | 278,723   | 297,070   | 309,856   | 317,694   | 324,907   | 332,490   |
| うち基準外繰入金                                     | 80,448      | 75,310         | 21,586    | 30,088    | 43,021    | 56,159    | 53,204    | 58,014    | 63,735    | 80,999    | 79,808    |
| 合 計  | 430,448     | 425,310        | 382,286   | 391,308   | 405,005   | 423,999   | 432,091   | 442,431   | 448,577   | 466,255   | 465,546   |

## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

・経営戦略の期間中に271haの区域整備を予定する汚水管渠において、設計の際、コスト削減技術の導入を検討する。  
・平成29年度から平成32年度まで増設が予定される浄化センターにおいて、1,550,000千円投資がされることから、設備選定を行う際、維持管理費の節減等に着眼した検討を実施する。  
・平成37年度を目標に、市街化区域に対しては整備が完了する予定であり、毎年度、面整備を施行して整備人口を高めていく。  
・投資に対する財源として、浄化センター増設工事は、水処理施設が主体となるため、高率補助95%、単独事業5%を見込んでいる。  
・工事負担金については、平成37年度までに宅地率70%、毎年度約50,000千円の財源確保を見込んでいる。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入を確保するため、平成27年度の水洗化率64.3%が平成38年度に70.6%に向上を図る。  
・これにより、使用料収入は、取り組みを行う前に比べ22,000千円(平成38年度)の上昇が予測される。  
・地方債は極力充当を抑制すべきであり、算定に当たっては、ほかの財源を算定した上で必要額を求めている。  
・一般会計からの繰入は地方債、他会計借入金、固定資産売却損、国庫(県)補助金、工事負担金、その他を充てても不足する財源を補う。  
・基準内繰入金は過年度実績から計算し、超えた場合は、差額を基準外として計上している。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員数については、これ以上の削減は多様化する業務の実施が困難となり、世代間の技術継承も行えなくなるため、現状維持を目指すものとする。  
・施設の維持管理費は過年度実績を踏まえ、次のように算定している。  
・本下水道の整備は終了している施設については、その額が継続するものとしてとりまとめ、未整備の施設については、維持管理単価を求めて、維持管理単価に整備面積、箇所数、汚水量等を乗じて算定している。  
・今後の使用料制度を検討するため、固定費(基本料金で充てることが好ましい)と変動費(従量料金で充てることが好ましい)を分けて算定している。  
○固定費の例:維持管理委託、修繕費、非常通報、保険、電気保全、消防、警備保障、場内庭園管理、自治会管理等  
○変動費の例:電力料、薬剤費、汚泥処分委託費、光熱費、水道代、燃料費

**(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要**

**① 今後の投資についての考え方・検討状況**

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項            | ・経営上有効な取組みがあれば、確認して実施を検討する。   |
| 投資の平準化に関する事項                 | ・ストックマネジメント手法の導入により、改築更新における投資の平準化に努める。   |
| 民間活力の活用に関する事項<br>(PPP/PFIなど) | ・民間の活力の活用については、現状の委託形態を更に進めたPFIなどについて、今後、導入検討を行うものとし、順次経営戦略のローリングに反映する。                                       |
| その他の取組                       | ・新規設備の導入や改築更新に当り、動力費、薬品費等の低減化、機器の改築更新費を図れる設備の導入検討を設計段階で実施する。また、経営戦略のローリングに際しては、整備計画進捗状況や町全体の財政状況も反映し、慎重に検討する。 |

**② 今後の財源についての考え方・検討状況**

|                    |  |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項      | ・使用料単価は、現状で約190円/㎡となっており、近年経費回収率も100%となっているため、水洗化を促進するためにも、当面、使用料制度の見直しは行わない予定である。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | ・今後の下水道技術の進展により、実効性が高く、問題の無いエネルギー資源等への効果的・効率的な手法等が普及すれば、その導入を適宜検討する。               |
| その他の取組             | ・近隣市町、県等と情報交換に努め、先進的で経営改善に効果的な事例があれば、採用を検討する。                                      |

**③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況**

|  |   |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項<br>(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | ・効果的かつ効率的な下水道事業の運営を可能とする事業委託の方法があれば積極的に活用することを検討する。               |
| 職員給与費に関する事項  | ・公営企業法及び関連法令等によれば、同職種の職員給与については一般会計等の職員給与に準ずるべきであり、その方針を今後とも継続する。 |
| 動力費に関する事項  | ・設備の改築更新を行う際は、設計において動力費の節減を図れる機器等の採用を検討する。                        |
| 薬品費に関する事項  | ・設備の改築更新を行う際は、設計において薬品費の節減を図れる機器等の採用を検討する。                        |
| 修繕費に関する事項  | ・維持管理者と連携し、修繕頻度を抑制できる管理方法の工夫に努める。                                 |
| 委託費に関する事項  | ・現在、仕様書の精査により、委託契約の適切性についての検討管理を継続する。                             |
| その他の取組   | —   |

**4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項**

|                     |  |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の経営戦略において予測した諸数値について、使用料の徴収状況、流入水量など経営に影響を与える事項とともに、毎年度の予算及び決算の状況との乖離を把握する。</li> <li>・3～5年ごとの中期スパンにおいて、それらを反映した分析を実施し、整備計画の進捗状況や町全体の財政状況を踏まえ、経営戦略の見直しを行う。</li> <li>・また、整備率が70%を超えた時点で、公営企業会計へ移行も視野にいれ、見直しを行う。</li> </ul> |
|---------------------|--|